

大阪府宿泊税システム改修費補助金

※本事業は、宿泊税を活用しています。

公 募 要 領

●申請期間：令和7年9月30日（火）から令和8年2月28日（土）まで

※交付決定見込額が予算額に達した時点で申請受付を終了します。なお、申請受付終了の場合は、大阪府ホームページにてお知らせします。

●申請方法：オンライン申請（大阪府行政オンラインシステム）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

●大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/shukuhaku-kansenhojo/index.html>

●お問い合わせ先・申請窓口

大阪府宿泊税システム改修費補助金コールセンター（審査事務局）

電 話： 050-3785-6615

受付時間： 9時から18時まで

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

令和7年9月

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局

企画・観光課 観光環境整備グループ

大阪府宿泊税システム改修費補助金 概要

宿泊事業者の負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収のため、宿泊税制度の改正に伴うレジシステムの改修等に係る費用を補助します。

1. 補助対象者 ① 交付申請時点において、特別徴収義務者として登録されている者又は登録を申請している者
 ② 交付申請時点において、大阪府税について未納がないこと
 (⇒詳細は2ページをご確認ください。)
2. 補助事業 補助事業者が宿泊施設（旅館、ホテル、簡易宿所）又は民泊施設（特区民泊、新法民泊）内において令和7年9月1日の宿泊税制度の改正に伴って行う以下の事業
 ① レジシステムの改修又は構築
 ② レジシステムの構築に係るソフトウェア購入
 (⇒詳細は4ページをご確認ください。)
3. 補助対象経費 レジシステムの整備に必要な設計費、技術料（工賃）、専門家の派遣旅費、ソフトウェア購入費、一部の機器の購入費
 (⇒詳細は5ページをご確認ください。)
4. 補助率及び補助限度額 ・ 補助率 補助対象経費の1／2以内
 ・ 補助限度額 1施設あたりの客室数に応じて以下とおりとする。
 9室以下 : 5万円
 10室以上29室以下 : 10万円
 30室以上49室以下 : 30万円
 50室以上 : 50万円
 ただし、複数施設で同一のレジシステムを使用している場合は、施設毎の客室数を合算するものとする。
 (⇒詳細は3ページをご確認ください。)
5. 補助対象期間 大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年大阪府条例第1号）が可決された令和6年11月5日から、補助金の交付申請時まで
6. 申請期間 表紙に記載のとおり
7. 申請方法 表紙に記載のとおり
8. お問い合わせ先 表紙に記載のとおり

補助対象者について

本補助金の補助対象者は、以下の①②をすべて満たす宿泊事業者（個人又は団体）です。

- ① 交付申請時点において、大阪府宿泊税条例（平成 28 年大阪府条例第 81 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する特別徴収義務者として登録されている者又は登録を申請している者であること。
- ② 交付申請時点において、大阪府税について未納がないこと。

ただし、以下の事業者は対象外となります。

- （１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者
- （２）法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- （３）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令又は納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

<対象の施設について>

- ・ 大阪府宿泊税特別徴収義務者登録申請上の施設が対象です。
- ・ 複数の宿泊施設等を経営する場合でも、補助事業を行うすべての施設が対象となります。
- ・ 国又は府が所有、管理又は運営する施設は補助対象外となります。

補助率及び補助限度額について

補助率は、補助対象経費の1／2以内です。

補助金額の上限は、1施設あたりの客室数に応じて下表のとおりとします。

9 室以下	5 万円
10 室以上 29 室以下	10 万円
30 室以上 49 室以下	30 万円
50 室以上	50 万円

ただし、複数施設で同一のレジシステムを使用している場合は、施設毎の客室数を合算します。

【補助限度額の考え方】

ある事業者が、施設A（9室）、施設B（29室）、施設C（49室）を経営している場合

<ケース1>

施設ごとに独立したシステムを導入しており、それぞれのシステムの改修が必要な場合は、施設Aの補助限度額＝5万円、施設Bの補助限度額＝10万円、施設Cの補助限度額＝30万円となります。

申請手続きについては、システム改修1件に対し、1件の申請（各施設ごとに申請）となりますので、以下のとおり書類をご準備ください。

- ・様式第1～9号 … 施設ごとに作成してください。今回の例では3セット必要です。

なお、様式第4～6号は1事業者で1枚作成いただき、行政オンラインシステムでの申請時には施設A～Cの各申請画面で同じ内容をアップロードしていただくことになります。

<ケース2>

施設A・B・Cで共通したシステムを使用しており、1つのシステムを改修することで3施設が恩恵を受ける場合、9室＋29室＋49室＝87室にかかるシステムを改修したとみなし、補助限度額は50万円とします。

申請手続きについては、システム改修1件に対し、1件の申請（3つの施設を合算した申請）となりますので、以下のとおり書類をご準備ください。

- ・様式第1・4～9号… 1枚作成してください。
- ・様式第2号 … 「(2)施設の概要」に、施設A・B・Cの情報を記載してください。
- ・様式第3号 … 施設ごとに作成してください。今回の例では3枚必要です。

なお、行政オンラインシステム上では1つのファイルしかアップロードできない仕様になっておりますので、システムに紐づいている施設分（今回の例では施設A～Cの分3枚）を1つのZipファイルにまとめた上で、アップロードしてください。

補助事業について

本補助金の対象は、補助事業者が宿泊施設又は民泊施設内において、令和7年9月1日の宿泊税制度の改正に伴って行う以下の事業です。

1. レジシステムの改修又は構築

2. レジシステムの構築に係るソフトウェア購入

<留意事項>

○大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年大阪府条例第1号）が可決された令和6年11月5日から補助金の交付申請時まで完了した事業（支払いまで完了したもの）を補助対象とします。

○「令和7年9月1日の宿泊税制度の改正に伴って行う」とは、令和7年9月1日より前から宿泊施設を経営しており、今回の改正でレジシステムの改修等が必要になった場合を指します。新たに経営を開始するために新規で導入したレジシステムにかかる費用や、制度改正に伴って必要となった経費の内訳が分からないものについては、**補助対象外**となります。

○PC、タブレット端末、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機、POSレジ、モバイルPOSレジ、自動精算機の購入は**補助対象外**です。

※ただし、レジシステムの改修・構築に伴い購入が必要となった機器のうち、代替機器がないこと及び他の用途に使用できない場合は、補助対象とします。

○ソフトウェアまたはハードウェアのリースまたはレンタルにかかる費用は**補助対象外**です。

○個人売買やネットオークション等、納品書や領収書等の書類が発行されない取引における購入費用は**補助対象外**です。

補助対象経費について

補助事業を実施するために必要となる経費のうち、以下の経費が対象となります。

補助対象経費 (初期経費のみ)	- レジシステムの整備に必要な設計費、技術料（工賃）、専門家の派遣旅費、ソフトウェア購入費 - レジシステムの改修・構築に伴い購入が必要となった機器のうち、代替機器がなく他の用途に使用できないもの
その他	寄附金や広告収入などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除する。
補助対象外経費	- 設備、機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費 - 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、各種サービスの月額利用料、光熱水費、振込手数料等） - 従業員等の人件費（交通費、宿泊費等）、飲食費等 - その他、事業目的に照らして直接関係しない経費など、知事が適切でない判断する経費

※補助対象経費は、すべて消費税抜きで算出してください。なお、算出の結果、交付申請額に、千円未満の端数が生じた場合、切り捨てとしてください。

※寄附金や広告収入などの収入及び国又は地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から差し引いてください。

(例)

(単位:円)

補助対象経費 (税抜) A	寄附金 その他収入 B	計 A-B	交付申請額
1,000,000	300,000	700,000	300,000

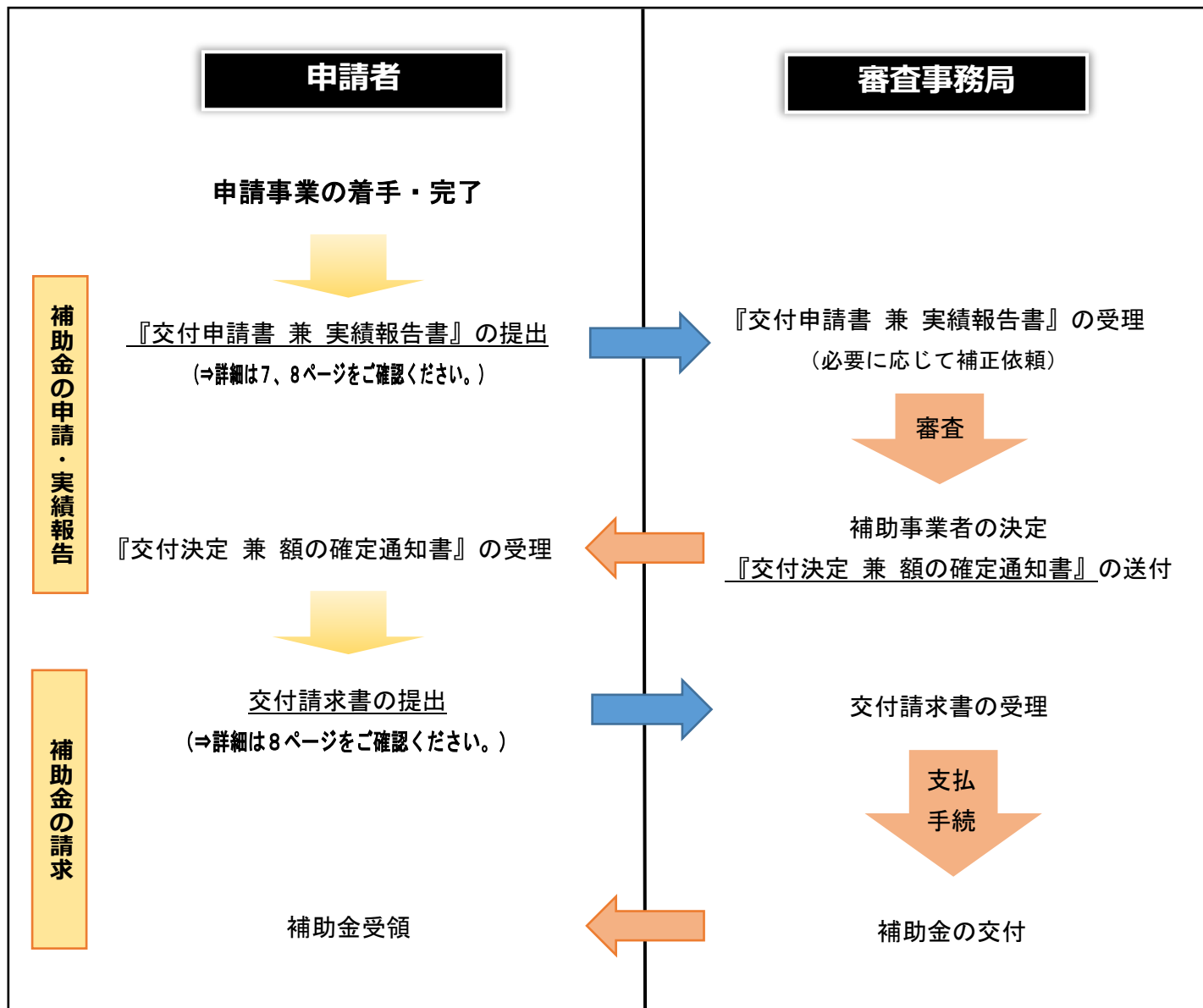
大阪府の補助金に限らず、
国など他の補助金も
「その他収入」として取扱う

<30室以上49室以下の宿泊施設の場合>
 $(A-B) \times 1/2$ と各施設の補助限度額のいずれか
 低い方の額が交付申請額になります。

$(A-B) : 70 \text{ 万円} \times 1/2 = 35 \text{ 万円} > \underline{30 \text{ 万円}}$

申請の流れについて

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。



(1) 申請期間

令和7年9月30日（火）から令和8年2月28日（土）まで

※予算の上限に達し次第、申請の受付を終了します。

(2) 申請方法

オンライン申請（一部資料について、郵送可）

【大阪府行政オンラインシステム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

(3) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

（冊子等の複数ページにわたる資料や電子データでは不鮮明な書類については、別途郵送での提出をお願いします。）

○様式第1号 宿泊税システム改修費補助金交付申請書兼実績報告書

○様式第2号 事業計画及び明細書

○補助事業内容が確認できる書類

- ・ 契約書又は注文書の写し、納品書の写し、請求書の写し、領収書の写し

（原則、原本に押印がされていること）

- ・ 補助事業の履行が確認できる写真等

○補助対象施設の運営に係る下記のいずれかの書類

- ・ 旅館業法営業許可書（写し）
- ・ 特定認定を受けた書類（写し）
- ・ 住宅宿泊事業に係る届出番号等を確認できる書類（写し）

○様式第3号 府税納付状況及び特別徴収義務者登録状況確認同意書

○様式第4号 要件確認申立書

○様式第5号 暴力団等審査情報

○様式第6号 誓約書

○補助金の交付を受ける口座情報の写し（通帳の写し等）

(4) お問い合わせ・郵送先

株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム

大阪府宿泊税システム改修費補助金コールセンター

住 所： 〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町 2-4-7 新瓦町ビル 2 階

電 話： 050-3785-6615

MA I L： osaka-syukuhakuzei-hojyokin@ingjp.com

受付時間： 9時～18時

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

<注意事項>

- ・ 提出いただいた書類をもとに、審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します（審査には、不備等が解消された申請書類を受理してから2週間程度かかります）。なお、申請いただいた方全員に補助金を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 審査結果については、申請者に対し、文書で通知します。
審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

補助金の請求、交付について

大阪府からの交付決定通知書兼額の確定通知書を受理した申請者の方は、補助金交付請求書をオンライン申請により提出してください。

（請求書については、オンライン申請の必要項目の入力をもって作成が完了しますので、事前に作成する必要はありません。）